

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第1号)

平成23年11月30日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛受 明宏	議員
3番	近藤 郁子	議員	4番	藤江 真理子	議員
5番	早川 直彦	議員	6番	近藤 善人	議員
7番	三浦 桂司	議員	8番	平野 龍司	議員
9番	平野 敬祐	議員	10番	近藤 千鶴	議員
11番	一色 美智子	議員	12番	村山 金敏	議員
13番	近藤 恵子	議員	14番	山盛 左千江	議員
15番	杉浦 光男	議員	16番	安井 明	議員
17番	伊藤 清	議員	18番	月岡 修一	議員
19番	堀田 勝司	議員	20番	前山 美恵子	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田 宏 君	議事課長	吉川 勝美 君
議事課長補佐 兼庶務担当係長	松林 淳 君	議事課長補佐 兼議事担当係長	石川 晃二 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明 君	副市長	平野 隆 君
教育長	後藤 学 君	行政経営部長	横山 孝三 君
市民生活部長	神谷 清貴 君	健康福祉部長	神谷 巳代志 君
経済建設部長	鈴木 重利 君	消防長	三治 金行 君
教育部長	加藤 誠 君	行政経営部次長 兼財政課長	福井 康夫 君
健康福祉部次長 兼医療健康課長	原田 昇 君	会計管理者 兼出納室長	塚本 邦広 君
秘書政策課長	伏屋 一幸 君	総務防災課長	神谷 元弘 君

高齢者福祉課長 原 田 一 也 君 都市計画課長 前 田 鑛 君  
環境課長 森 弘 和 君 代表監査委員 古 橋 洋 一 君  
監査委員事務局長 犬 塚 豊 和 君

## 5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 諸報告
- (4) 議案上程・提案説明・討論・採決  
議案第 52 号 監査委員の選任について
- (5) 議案上程・提案説明・質疑  
議案第 53 号 豊明市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- (6) 議案上程・提案説明  
議案第 54 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について  
議案第 55 号 豊明市の副市長の定数を定める条例の一部改正について  
議案第 56 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部改正について  
議案第 57 号 豊明市税条例の一部改正について  
議案第 58 号 豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について  
議案第 59 号 豊明市市民緑地条例の一部改正について  
議案第 60 号 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会の設置に  
ついて  
議案第 61 号 愛日地方教育事務協議会規約の変更について  
議案第 62 号 尾張市町交通災害共済組合格約の変更について  
議案第 63 号 愛知中部水道企業団規約の変更について  
議案第 64 号 尾張農業共済事務組合格約の変更について  
議案第 65 号 愛知県後期高齢者医療広域連合格約の変更について  
議案第 66 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について  
議案第 67 号 平成 23 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につい  
て  
議案第 68 号 平成 23 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について  
議案第 69 号 平成 23 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

## 6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 諸報告
- (4) 議案上程・提案説明・討論・採決  
議案第 52 号
- (5) 議案上程・提案説明・質疑・討論・採決  
議案第 53 号
- (6) 議案上程・提案説明  
議案第 54 号から議案第 69 号まで
- (7) 請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願

午前10時開会

#### No.2 ○議長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 23 年第4回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 23 年豊明市議会第4回定例会を開会いたします。

市長よりあいさつを願います。

石川市長。

#### No.3 ○市長(石川英明君)

皆さんおはようございます。

本日、平成 23 年第4回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

11 月 13 日に、野田首相が環太平洋経済協定(TPP)交渉に向けて、関係国と協議に入ることを正式に表明されました。

アジア太平洋地域における貿易投資の高い水準の自由化、関税の撤廃を目標とする協定であります。

TPPは、事実上の日米FTAになるとも言われております。

ぜひ、十分な国民的議論をした上で、国益の視点に立って結論を得るような手法をとるべきであると考えます。

また野田首相は、社会保障と税の一体改革で、消費税を 2010 年代半ばまでに、段階的に 10%まで引き上げる法案について、来年1月からの通常国会で成立させる考えを示されました。

経済成長率や引き上げ時期などの懸念材料についても、大いに論議がなされるところであります。今後の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えています。

さて、本定例会には人事案件、条例等の案件、補正予算案等、合計 18 議案を上程させていただきます。いずれも重要案件でございますので、議員の皆様方には十分なご審議を賜り、全案件とも可決・ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

#### No.4 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

三浦桂司議会運営委員長。

#### No.5 ○議会運営委員長(三浦桂司議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今期定例会の運営について、去る 11 月 24 日に委員会を開催し協議をいたしました。その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項のみご報告いたします。

初めに、本定例会の日程につきましては、お手元に配付されております会議日程表のとおり、本日から 12 月 21 日までの 22 日間とし、一般質問につきましては、16 名の議員から通告がありましたので、12 月 5 日から 12 月 7 日までの 3 日間を質問日に充て、12 月 5 日は 6 名の質問を行い、12 月 6 日及び 12 月 7 日は、それぞれ 5 名ずつの質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。議案第 52 号は、人事案件でありますので本日即決することとし、また、議案第 53 号につきましては、提案説明の後に質疑を行い、その後、委員会付託を省略して、本日、直ちに討論・採決を行うことといたしました。

さらに、議案第 54 号から議案第 69 号までの 16 議案については、所管の各常任委員会に付託することといたしました。

次に、陳情等につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第 9 号、陳情第 14 号及び陳情第 15 号は総務委員会に、陳情第 10 号は建設消防委員会に、陳情第 11 号から陳情第 13 号までの 3 件は福祉文教委員会に付託し、その他の 2 件につきましては参考配付することといたしました。

続いて、お手元に配付されておりますとおり、請願第 1 号につきましては、本日の予定議

事の終了後に日程に追加することとし、趣旨説明の後、請願第1号は、福祉文教委員会に付託することといたしました。

最後に、議案等の質疑は同一議員につき同一議題について2回以内とし、「議案等質疑に関する事項」を遵守していただきますよう願います。

なお、通告期限につきましては、議案等質疑の通告が12月7日の午後5時まで、委員会付託をされました議案に対する討論の通告が12月20日の正午まででありますので、お間違えのないようご留意願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

#### No.6 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第81条の規定により、4番 藤江真理子議員と17番 伊藤 清議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月21日までの22日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.7 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月21日までの22日間と決定いたしました。

日程3、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

#### No.8 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の監査の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたの

で、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成 23 年7月から同年9月までの各月末日現在の出納保管の状況を、平成 23 年8月 30 日、9月 28 日、10月 28 日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関等の残高証明書により照合調査いたしましたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第 199 条第1項、第2項及び第4項の規定により定例監査等を、同条第7項の規定により財政援助団体監査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、定例監査といたしまして、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、税務課を9月に、学校教育課・指導室及び児童福祉課を 10 月に、そして、財政援助団体監査といたしまして、社会福祉法人豊明福祉会及び当該団体を所管する社会福祉課を9月に監査したものでございます。

これらの監査の結果につきましては、9月に実施した税務課においては、税務関係手数料の収入事務において、収納金出納簿に記載誤りや記入漏れが見受けられたので、申請書類等のほか当日の現金保管額とも照合し記載誤りのないよう留意されたいという件。

また、財政援助団体の社会福祉法人豊明福祉会においては、授産事業の売上の入金処理において、経理規程に定められた期間を超えて入金をされていたので、規程を変更するか、定められた期間内に入金処理をされたいという件でございます。

さらに、10月に実施した学校教育課・指導室においては、舞台装置保守委託において、契約書に不備が見受けられたので留意されたいという件。

児童福祉課においては、保育園用地の行政財産目的外使用許可事務において、使用料減免計算に誤りが見受けられたので留意されたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされているものと認めたものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細につきましては、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

#### No.9 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情等について報告いたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、陳情第9号、陳情第14号及び陳情第15号は総務委員会に、陳情第10号は建設消防委員会に、陳情第11号から陳情第13号までの3件については福祉文教委員会に付託し、その他については参考配付といたします。

以上で諸報告を終わります。

日程4、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

議案第52号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市長。

#### No.10 ○市長(石川英明君)

それでは、議案第52号 監査委員の選任についてご説明を申し上げます。

下記の者は、平成23年12月7日任期満了となりますので、同人の再任をお願い申し上げます。

記といたしまして、住所 豊明市沓掛町上高根110番地、氏名 古橋洋一さん、生年月日 昭和26年5月24日生まれ。

この案を提出するのは、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからでございます。

古橋さんの略歴につきましては、次のページにありますように、平成2年に税理士の資格を取得され、市内に事務所を開業されました。

また、税理士としてのご経歴を生かし、平成19年12月から1期4年間、本市の監査委員として精力的にご活躍をいただいているところでございます。

幅広い視野を持ち、人格識見ともに高潔な方であり、監査委員として最適任者であると存じます。

議員全員のご賛同をお願い申し上げます。

#### No.11 ○議長(平野敬祐議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

堀田勝司議員。

#### No.12 ○19番(堀田勝司議員)

議案第52号 監査委員の選任について、市政会を代表いたしまして賛成の立場で討論

をさせていただきます。

氏は、平成 19 年より 1 期 4 年間、監査委員を務めていただきました。

氏の専門であります税理士という資格を生かしていただきまして、当市の行財政にわたり厳しく監査をしていただきました。

私も 1 年間、監査を一緒にやらせていただきましたけれども、その折に、本当に人格識見ともにすばらしい方でありました。今後とも、この厳しい時代に税理士という専門的な知識を生かして、監査をしていただけると確信しております。

略歴に関しましては、次のページに書かれておりますとおり、ずっと税理士畑を歩いてきておられまして、本当に豊明のために役に立つ方だというふうに信じております。

また、豊明市が関係します一部事務組合の監査も務めていただいている次第であります。

私どもといたしましては、最適な方というふうに思っておりますので、議員全員の皆様の賛同をお願いいたしまして、簡単ですけれども、賛成討論とさせていただきます。

#### No.13 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

近藤郁子議員。

#### No.14 ○3番(近藤郁子議員)

議案第 52 号 監査委員の選任につきまして、清新会を代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

この 12 月で任期を終了されます古橋さんは、とにかくまじめな人柄で、監査委員としての厳格な仕事ぶりは評価されるものと考えます。

今後、市政の根幹をなす財政に対し、一層のご尽力で一役を担っていただけると確信しております。

引き続き再任していただくことに対し、議員各位のご賛同をお願いして、賛成の討論とさせていただきます。

#### No.15 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

#### No.16 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 52 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。



(異議なしの声あり)

No.17 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程4を終わります。

日程5、議案上程・提案説明・質疑に入ります。

議案第 53 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

横山行政経営部長。

No.18 ○行政経営部長(横山孝三君)

議案第 53 号 豊明市職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。

豊明市職員の給与に関する条例及び豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を一括して改正する条例を別添のとおり定めるものでございます。

提案理由は、人事院勧告に伴い必要があるからでございます。

我が国の経済は依然として厳しい状況にあり、民間の雇用、賃金情勢も同様であることから、この秋の人事院勧告では月齢給を引き下げる勧告が出されました。

本市においては、この人事院勧告を尊重し、職員の給与を改定するため、給与条例等について所要の改正を行うものであり、主な改正点は次の2点でございます。

1点目は、給料表の改定であります。

これは、民間との比較において公務員の月齢給が上回っており、官民格差是正のため、平均 0.2%引き下げるものであります。

ただし、若年層は引き下げを行いません。

なお、年間給与で見て民間との均衡を図る観点から、所要の調整を行うこととし、官民格差相当分として4月から11月までの給与の0.37%を、12月期の期末手当から減額いたします。

2点目は、現給保障の減額及び廃止であります。

平成18年の給与構造改革による同年3月31日現在の給料保障、いわゆる現給保障の額を、まず本年度において給料表の改定に伴い0.9%引き下げるものとし、来年度以降、2年間で段階的にこれを廃止するものでございます。

それでは、議案書に基づきまして順次、改正の内容をご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議案書を1枚おめくりください。

初めに、豊明市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち、豊明市職員

の給与に関する条例の一部改正でございます。

全体的な話で申し上げますと、第1条は、給料表の引き下げを行うものであり、第2条及び第3条は、平成18年の改正条例における現給保障額の減額及び廃止を規定するものでございます。

まず、第1条でございますが、別表であります行政職給料表(一)及び行政職給料表(二)を、次の次表のように改めます。

表をおめくりいただきまして、次に第2条でございます。

冒頭でご説明いたしましたとおり、第2条及び第3条は、現給保障額の減額及び廃止を規定するものです。

第2条では、条文の前段において、1万円を限度に現給保障額の半額を減ずる旨を規定しております。

後段においては、今般の給与改定に伴う減額を規定しており、これまで「100分の99.59」減額されていたものは、「100分の99.1」、すなわち0.9%現給保障額が減ぜられるものでございます。

続きまして、第3条は附則から現給保障の規定を削除するものでございまして、これにより現給保障制度は廃止となります。

以上、本文の改正の説明を終わります。附則の説明に入ります。

附則といたしまして、第1項 この条例の施行期日は平成23年12月1日からといたします。

ただし、第2条前段、附則第7項各号列記以外の部分の改正規定、すなわち現給保障額の半減規定は平成24年4月1日から、現給保障を廃止する旨の第3条の規定は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2項は、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置でございます。

これは、年間給与で見て民間との均衡を図るもので、一番下の行から始まって、1枚おめくりいただいた次頁にわたる第1号において、4月から11月までの月齢給の0.37%、それから1枚おめくりいただきました表の下、第2号において、6月に支給した期末勤勉手当の0.37%を、それぞれ官民格差相当分として表に定める9号給の者を除き、この12月に支給する期末手当から減ずるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

#### No.19 ○議長(平野敬祐議員)

提案理由の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.20 ○13番(近藤恵子議員)

今回の条例の改正において対象となる職員の数、また、その総額を教えてください。

No.21 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.22 ○行政経営部長(横山孝三君)

まず、給料の引き下げ対象の人数でございますが、237名でございます。

また、今回の給与改正全体での削減額は、決算ベースで共済費込みで800万円と見込んでおります。

以上でございます。

No.23 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.24 ○20番(前山美恵子議員)

まず、800万円ということなんですけれども、職員1人あたりは平均してどれだけのマイナスになるのでしょうか。

それから、給与の減額については3年連続でマイナス勧告でありました。ですから、3年間に限ると、その額は、平均してどれくらい職員の方は減っているのか、その額を教えてくださいたいと思います。

それから、現給保障をもう来年から廃止をしていくということなんですけれども、もともに戻っていないという、まあ高齢の方の職員さんが、それに該当すると思いますけれども、その方の人数はどれくらいいらっしゃるのか、その点についてお願いします。

No.25 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.26 ○行政経営部長(横山孝三君)

まず、平均給与での引き下げ金額でございますが、1万4,000円でございます。

それから、2点目の3年連続で引き下げたということでございまして、この3年で約 26 万円、率にして 4.1%下がっております。

それから、3点目の現給保障の者の数ですが、31 名でございます。

以上でございます。

**No.27 ○議長(平野敬祐議員)**

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

**No.28 ○14番(山盛左千江議員)**

今、平均的な給与削減額については1万 4,000 円というふうに説明をいただきましたが、若年層については今回、減給の対象になっていないということでしたので、もしモデル例をつくっていらっしゃるのならば、その金額。

それから、一番たくさん減給される方の、およその金額についてご説明をいただきたいと思えます。

以上です。

**No.29 ○議長(平野敬祐議員)**

答弁を願います。

横山行政経営部長。

**No.30 ○行政経営部長(横山孝三君)**

45 歳の専門員で年間約1万 8,000 円の減額となります。

それから、55 歳を超えた課長でございますが、約3万 4,000 円の減額となります。

以上でございます。

**No.31 ○議長(平野敬祐議員)**

ほかにございませんか。

これにて、議案第 53 号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 53 号については、豊明市議会会議規則第 37 条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.32 ○議長(平野敬祐議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号については委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

### No.33 ○20番(前山美恵子議員)

議案第 53 号は、9 月 30 日に出されました人事院勧告を踏まえつつ、給料月額を 0.2% の引き下げにより、1 人当たり 1 万 4,000 円の引き下げ。さらに、その額を 4 月までさかのぼって適用し、12 月の期末手当で減額とする内容であることと、給与構造の見直しに伴う現給保障の廃止が柱になっており、反対であります。

ここで人事院勧告について申し上げたいと思いますが、まず第 1 に、今回の勧告は 3 年連続でマイナス勧告であります。その額が 3 年間で 26 万円にもなります。

また、ここ十数年をとってみましても、マイナス勧告のほうが多いわけでありまして、公務員全体で見ますと、1998 年からの 13 年間で平均年間給与は 73 万円もの引き下げとなるわけであります。

これは民間労働者にもはね返り、賃金引き下げの連鎖に拍車をかけるものであり、内需拡大にも悪影響を及ぼすものであります。

第 2 に、勧告は民間と比較して上回っていると、今おっしゃられましたが、今年、春闘の最終回答の結果は、国民春闘共闘でも 1.87% のアップ、連合でも 1.71% のアップなど、昨年と比較をしても、ほぼ同様のアップとなっております。

国税庁の民間給与実態統計調査でも、民間労働者の平均給与が 3 年ぶりに増加をしているわけであります。

このような中でのマイナス改定は、おかしいと言わなければなりません。

第 3 に、この給与引き下げを 4 月に実施したと仮定して、この減額分を 12 月の期末手当で差し引くということは、不利益不遡及の原則に反し、それを政府自身が破ってきたという事実は重大だと思えます。

第 4 に、2005 年の給与構造の見直しにおける給与水準引き下げに対する現給保障について、来年の 4 月から打ち切っていくことを表明しました。本市でも 31 人もの職員の給与が、もとに戻されていないという状況にあります。

これは高齢層にとって二重、三重の減額を迫るものであり、この点についても反対であります。

特に、今年は厳しい職員定数管理のもとで、東日本大震災の被災地に余震が続く中、復興支援のために困難な仕事に携わりました。送り出してきた職場でも、残った職員で仕事を支えてられました。

私も復興支援に行かれた職員の方のお話、報告会を聞かせていただきましたけれども、命の危険さえあるという現場で、本当に津波が襲ってくるかもしれないという現場で、救助

に当たった消防職員の方の報告が大変印象に残っております。

こうした職員として、本来ならこれはプラス勧告でもよかったはずであります。これがマイナス勧告であるということは、私は、これは納得できません。

以上の論点をもちまして、提案されましたこの議案第 53 号については、反対であるということをおし上げておきます。

#### No.34 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

#### No.35 ○14番(山盛左千江議員)

豊明市職員の給与に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

今、前山議員が言われましたことは、大変よくわかります。人事院勧告がいたします調査については、企業の対象の数とか対象とした業種について、若干偏りがあるということは、以前から言われているところであります。

また、年齢の高い職員への影響が特に大きいということも、大変痛みを感じ、つらいところではあります。

しかし、若年層への配慮がされていること。また民間、特に中小零細企業の厳しい状況を見るならば、豊明市職員も人事院勧告に従い、身を削ることもいたし方がないというふう判断をいたしました。

こういった状況にありますけれども、職員の皆さんが市民の負託にこたえるような、公僕としてのその責任を全うしていただけることを心よりお願いいたしまして、この条例については賛成といたします。

以上です。

#### No.36 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

これにて、議案第 53 号の討論を終結し採決に入ります。

議案第 53 号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.37 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程5を終わります。

日程6、議案上程・提案説明に入ります。

議案第 54 号から議案第 69 号までの 16 議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 54 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山行政経営部長。

#### No.38 ○行政経営部長(横山孝三君)

議案第 54 号 豊明市事務分掌条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、平成 24 年4月1日施行予定の機構改革にあわせた条例の整備をするため、一部改正を行うものであります。

機構改革の主な目的といたしましては、健全な財政運営、行政運営を進めるために、今後も進めなくてはならない職員の削減に備えるため、管理職層の中心である部長職をなくすことにより、組織のフラット化を進めるとともに、係長以下の現場の職員層をできるだけ確保していくというものでございます。

これにより意思決定の迅速化や効率化を図ることができ、各部署がみずからの責任において判断する組織にしていまいります。

さらに、課長職の政策形成能力が高まることなどから、市民サービスの低下を招くことなく、定員管理を推進することができると考えております。

机上に参考資料No.1でございますが、それを配付してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

これによりまして、平成 24 年4月における機構改革の全体概要をご説明いたします。

上段が現在の体制でございます。これを平成 24 年4月からは下段のように組織を改正するものでございます。

まず、部制の廃止により部長を廃止します。

これにより、部長が担っていた職務については、基本的に課長が行うこととし、副市長を2人制に強化いたしまして、課長の指導及び課間の総合的な調整機能を担います。

また、現在の部の範囲において、統括課長または統括課長級の職員を置きます。

これは、課長業務に加え、副市長の補佐としての役割と、任用委員会などの庁内の重要な会議のメンバーとしての役割を果たすものでございます。

それでは、改正内容をご説明申し上げますので、ページをおめくりください。

まず、第1条でございます。

地方自治法第 158 条第1項に規定する市長の直近下位の内部組織について、部を課に改めるものでございます。

現在の条例においては、市長部局の行政経営部を始め4部について、その設置が定められております。

今回の改正案においては、その部制を廃止し、課制に変更するための条文となっております。

り、秘書政策課を始め市長部局の 15 課について設置を定めるものであります。

次に、第2条においては、各課の事務分掌を定めております。

現在の条例においては、部の所掌事務について定められており、第1条と同様に、市長部局の行政経営部から経済建設部までの4部について、それぞれ定められているものを、秘書政策課を始めとする市長部局の 15 の課に割り振ったものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 24 年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

#### No.39 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 55 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山行政経営部長。

#### No.40 ○行政経営部長(横山孝三君)

議案第 55 号 豊明市の副市長の定数を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、平成 24 年4月1日施行予定の機構改革にあわせた条例の整備をするため、一部改正を行うものであります。

内容を説明いたしますので、ページをおめくりください。

先ほど、議案第 54 号で説明させていただいたとおり、部長制度を廃止することに伴い、これまで各部長が担ってきた長期の経営戦略や部間、部内の調整といった重要な機能の低下を招かないため、副市長の人数をこれまでの1人から2人にするものでございます。

なお、2人の副市長につきましては、それぞれの受け持ちの課などを決め、担任制とする考えであります。

附則といたしまして、この条例は平成 24 年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

#### No.41 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 56 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山行政経営部長。

#### No.42 ○行政経営部長(横山孝三君)

議案第 56 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、経営アドバイザーの新設及び体育指導委員の名称変更



のために必要があるからでございます。

内容を説明いたしますので、ページをおめくりください。

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の別表中、「産業医」の次に、新たに「経営アドバイザー」を新設し、報酬額を「月額 15 万円」とするものであります。

これは、豊明市経営戦略会議設置要綱の第5条の規定に基づきまして、民間経営または行財政システムに関する見識に基づき、市長に行政経営改革の提言をするためのアドバイザーでございます。

続きまして、同表中の「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めることにつきましては、スポーツ基本法の規定による名称が変更されたことによるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行日は、平成 24 年1月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。

#### No.43 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 57 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷市民生活部長。

#### No.44 ○市民生活部長(神谷清貴君)

それでは、議案第 57 号 豊明市税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出しますのは、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

机上には、資料No.2として改正の概要を配付してございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

今回の市税条例の改正は、寄附金税額控除に関する改正でございまして、寄附金税制の拡充を図るものであります。

具体的には、寄附金税額控除の適用下限額を 5,000 円から 2,000 円に引き下げるといったもの。

次に、特定非営利活動促進法の改正による新たな仮認定制度の導入に伴い、仮認定特定非営利活動法人への寄附金も、個人住民税の寄附金税額控除の対象とするものであります。

なお、愛知県と歩調をあわせた条例改正の内容であることを申し添えさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、内容の説明をいたします。

1枚はねていただきます。

まず、上から3行目以降、第33条の7第1項の改正は、地方税法第314条の7第1項の規定により、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に変更するものでございます。

次に、11行目以降からの同項第6号及び第7号の改正は、従前の認定特定非営利活動法人に「等」を加えることにより、仮認定特定非営利活動法人への寄附金であっても、寄附金税額控除の対象とすることができることとするもの。

また、あわせて租税特別措置法の改正に伴う項ずれ及び規定の整備を図るものでございます。

次に、下から11行目以降、第2項の改正は、特例控除額の計算は、地方税法により定めるところにより計算した額とするもの。

次に、下から8行目以降、次ページにかけての附則第7条の4の改正は、特例控除額の特例の計算は、地方税法附則に定めるところにより計算した額とするものです。

次に、2ページ、4行目以降でございます。

附則といたしまして、第1条 この条例の施行日は公布の日から。

第2条は、市民税に関する経過措置関係でありますので、説明は省略させていただきます。

以上で提案理由の説明を終わります。

#### No.45 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第58号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部長。

#### No.46 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、議案第58号 豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出いたしますのは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからであります。

1枚おめくりください。

今回の改正は、本文3行目、第4条第1項に第3号を加え、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、新たに兄弟姉妹を加えるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適

用をするものであります。

以上で説明を終わります。

#### No.47 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 59 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

鈴木経済建設部長。

#### No.48 ○経済建設部長(鈴木重利君)

議案第 59 号 豊明市市民緑地条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、桶狭間市民緑地を廃止し、土地等を当該土地等所有者に返還する必要があるからであります。

次のページをごらんください。

豊明市市民緑地条例(平成8年豊明市条例第 17 号)の一部を次のように改正いたします。

別表桶狭間市民緑地の項を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上です。

#### No.49 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 60 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治消防長。

#### No.50 ○消防長(三冶金行君)

議案第 60 号 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会の設置についてご説明をいたします。

地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 4 月 1 日から尾三消防組合・豊明市及び長久手市が共同して消防通信指令事務を管理し、及び執行するため、尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会規約を別紙のとおり制定し、尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会を設置するものであります。

この案を提出いたしますのは、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定により、尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会を設置するため必要があるからであります。

具体的には、住民サービスの充実と消防力の広域活動、並びに効率運用を推進するため、共同整備、共同運用について普通公共団体の事務の一部を対等の立場において共同して管理し、執行していくものであります。

そのために、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定により協議会を設置するため、協議会規約を定め、進めていくものでございます。

内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

主な内容についてご説明をいたします。

第 1 条は、協議会の目的であります。

消防通信指令に関する事務を共同して管理し、執行を行うことを目的としております。

第 2 条は、協議会の名称を定めるもので、協議会名を尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会といたします。

第 3 条は、協議会を設ける団体についてであり、尾三消防組合、豊明市、長久手市であります。

第 4 条は、協議会の担任する事務についてであります。

尾三消防組合、豊明市、長久手市の区域内においての災害通報の受信、出動指令、通信統制及び収集伝達の事務を管理し、執行する事務を行うものであります。

第 5 条は、協議会事務所の位置についてであり、尾三消防本部内に置くものであります。

第 6 条から 1 枚、それから 2 枚めくっていただきまして、第 13 条にかけては、協議会組織及び会議についてであります。

第 15 条では、経費の負担についてであります。

協議会に要する経費の負担は、関係団体が負担するものであります。

1 枚めくっていただきまして、第 19 条では、協議会の規程についてでありまして、協議会は、協議会に関して必要な規程を設けることができるとしております。

附則といたしまして、この規約は平成 24 年 1 月 4 日から施行するものであります。

説明を終わります。

#### No.51 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 61 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

加藤教育部長。

#### No.52 ○教育部長(加藤 誠君)

それでは、議案第 61 号 愛日地方教育事務協議会規約の変更についてご説明を申し上げます。

地方自治法第 252 条の 6 の規定により、平成 24 年 1 月 4 日から、愛日地方教育事務協議会規約の一部を別紙のとおり変更するものでございます。

この案を提出するのは、愛知郡長久手町の市制施行に伴い長久手市となるため、愛日地方教育事務協議会規約の一部を変更する必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

愛日地方教育事務協議会規約(昭和28年愛日地方教育事務協議会規約第1号)の一部を次のように変更する。

第3条第9号及び第10号を次のように改めるということで、(9)長久手市、(10)東郷町。附則といたしまして、この規約は平成24年1月4日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

**No.53 ○議長(平野敬祐議員)**

続いて、議案第62号について理事者より提案理由の説明を求めます。  
神谷市民生活部長。

**No.54 ○市民生活部長(神谷清貴君)**

それでは、議案第62号 尾張市町交通災害共済組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

この案を提出しますのは、愛知郡長久手町が平成24年1月4日市制施行により長久手市となるため、規約を改正する必要があるからでございます。

内容のご説明を行います。

1枚はねていただきます。

3行目でございますが、別表を次のように改めるとございますが、この別表とは、組合を組織する市町が掲げてある表でございますが、そのうちの「長久手町」を「長久手市」に改めるとのことでございます。

附則といたしまして、この規約は平成24年1月4日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

**No.55 ○議長(平野敬祐議員)**

続いて、議案第63号について理事者より提案理由の説明を求めます。

鈴木経済建設部長。

**No.56 ○経済建設部長(鈴木重利君)**

議案第63号 愛知中部水道企業団規約の変更についてご説明をします。

この案を提出いたしますのは、愛知郡長久手町が平成24年1月4日市制施行により、長久手市となるため必要があるからであります。

次のページをごらんください。

愛知中部水道企業団規約(昭和50年49指令地第12-29号許可)の一部を次のように変更いたします。

第2条中、「東郷町及び長久手町」を「長久手市及び東郷町」に改めます。  
附則といたしまして、この規約は平成 24 年1月4日から施行するものでございます。  
以上で提案説明を終わります。

**No.57 ○議長(平野敬祐議員)**

続いて、議案第 64 号について理事者より提案理由の説明を求めます。  
鈴木経済建設部長。

**No.58 ○経済建設部長(鈴木重利君)**

議案第 64 号 尾張農業共済事務組合理約の変更についてご説明をします。

この案を提出いたしますのは、平成 24 年1月4日に愛知郡長久手町が長久手市に名称を変更し、市制を施行することに伴い必要があるからであります。

次のページをごらんください。

尾張農業共済事務組合理約(平成 15 年2月 12 日愛知県知事許可)の一部を次のように改正いたします。

第2条及び第8条第3項第1号中「東郷町、長久手町」を「長久手市、東郷町」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成 24 年1月4日から施行いたします。

以上で提案説明を終わります。

**No.59 ○議長(平野敬祐議員)**

続いて、議案第 65 号について理事者より提案理由の説明を求めます。  
原田健康福祉部次長。

**No.60 ○健康福祉部次長(原田 昇君)**

それでは、議案第 65 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明を申し上げます。

地方自治法第 291 条の3第1項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別添のとおり変更することについて、議決を求めるものでございます。

この案を提出しますのは、平成 24 年1月4日に愛知郡長久手町が市制を施行することにより、規約を変更する必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の別表第2の4の項中「東郷町、長久手町」とあるのを「長久手市、東郷町」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成 24 年1月4日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

**No.61 ○議長(平野敬祐議員)**

続いて、議案第 66 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山行政経営部長。

**No.62 ○行政経営部長(横山孝三君)**

議案第 66 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億 7,712 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 189 億 9,466 万 6,000 円とするものでございます。

それでは、歳出より主なものをご説明を申し上げますが、3款 民生費、10款 教育費に計上されております人件費につきましては、当初予算からの人的異動による所要の調整を行ったものでございます。

それでは、11 ページ、12 ページをお開きください。

まず、2款 総務費、1項 総務管理費、2目 秘書人事管理費、13節 委託料 13 万 5,000 円。その下の5目 財政管理費、13節 委託料 84 万円。1つ飛んで12目 電算管理費、13節 委託料 112 万 5,000 円は、副市長2名体制及び部長制廃止による機構改革のシステム改修委託料であります。

中ほどの8目 企画費、1の企画事務事業の経営アドバイザー報酬 45 万円は、非常勤の特別職として、行政経営改革や業務改善の実施等の役割をお願いする経営アドバイザー1名分の報酬であります。月額 15 万円で、1月から3月までの3カ月分であります。

次に、3款 民生費、1項 社会福祉費、2目 老人福祉費、1の老人福祉事業の 321 万 5,000 円は、福祉事業の24時間定期巡回・随時対応サービス等を社会福祉協議会へ委託するものであります。

その下の介護保険特別会計繰出事業の事務費繰出金 531 万 4,000 円増の主なものといたしましては、平成 24 年度法改正に伴う電算システム改修費であります。

1枚おめくりいただきまして、13 ページ、14 ページをごらんください。

3目 心身障害者福祉費、1の心身障害児者福祉推進事業の電算関係委託料 514 万 5,000 円増は、障がい者自立支援法改正に伴う電算システム改修費であります。

2の心身障害児者扶助事業の自立支援医療費 810 万円増は、医療給付を受ける人員増によるものであります。

3の心身障害者事務事業の障害者医療費等負担金返還金 293 万円は、平成 22 年度事業の額の確定により、国・県等に返還するものであります。

4目 福祉医療費、1の福祉医療事業の福祉医療費助成費 6,705 万円増は、子ども医療費、母子医療費等の増加に対応するためでございます。

5目 後期高齢者医療費、1の後期高齢者医療事業の後期高齢者医療療養給付費負担金 4,409 万 7,000 円増は、平成 22 年度医療療養給付金の負担金の確定によるものであります。

1枚おめくりいただきまして、15、16 ページをごらんください。

2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費、1の児童福祉人件費の財源振替は、子ども手当改正に伴い、子ども手当事務取扱交付金 418 万 2,000 円が国より補助されるため、職員人件費としての財源振替をするものであります。

3の児童福祉事務事業の子ども手当費1億 7,146 万円減は、平成 23 年 10 月から子ども手当特別措置法施行に伴い、一律1万 3,000 円から1万円になるなどの変更による減額であります。

次に、4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 予防費、1の予防接種事業の予防接種委託料 5,050 万 4,000 円増は、日本脳炎、ヒブワクチン、肺炎球菌、子宮頸がんなどの接種率が伸びたことによるものであります。

2の各種診断事業の成人病診断等委託料 1,243 万 5,000 円増は、各種がん検診の受診者数の増加によるものであります。

その下の乳児及び妊婦健診委託料 505 万 7,000 円増は、受診率のアップによるもので、要因といたしまして無料の回数が 14 回となり、利用しやすくなったためであります。

次に、1枚おめくりいただきまして、17、18 ページをごらんください。

8款 土木費、4項 都市計画費、5目 都市下水路費、1の下水道事業特別会計繰入金 232 万 8,000 円減は、本年9月の1億 1,300 万円の借換債による利子の減額によるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、19 ページ、20 ページをごらんください。

10款 教育費、3項 中学校費、2目 教育振興費、1の中学校教育振興事業の消耗品費 651 万 4,000 円増は、新学習指導要領により国語、社会、数学など 11 科目の教師用教科書と指導書の購入であります。

その下の教材費 648 万 1,000 円増も、新学習指導要領により国語、社会、数学など 11 科目の教師指導教材の購入であります。

1枚おめくりいただきまして、21、22 ページをごらんください。

中段の 12 款 公債費、1項 公債費、2目 利子、長期債利子 1,432 万 7,000 円増は、本年借り入れの長期債の利子が確定したことに伴うものでございます。

13款 諸支出金、1項 基金費、1目 財政調整基金費、財政調整基金積立金5億 9,535 万 3,000 円増は、財政調整基金に積み立てるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、23、24 ページをお願いします。

2目 教育施設建設及び整備基金費、教育施設建設及び整備基金積立金 17 万円増



は、8月、9月の大狭間湿地公開時に、参加者等に大狭間湿地取得のための募金活動をされた寄附金を積み立てるものでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、5ページ、6ページをお開きください。

9款 地方交付税、1項 地方交付税、1目 地方交付税4億 8,807 万円は、地方交付税が確定したことによるものでございます。

13 款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費国庫負担金、1の心身障害者福祉費負担金 542 万 5,000 円は、歳出でのご説明を申し上げましたとおり、心身障害児者扶助費の増加に対応するものでございます。

その下の2の児童福祉費負担金、子ども手当負担金1億 7,378 万円減は、平成 23 年 10 月から子ども手当特別措置法施行に伴う減額分であります。

1枚おめくりいただきまして、7ページ、8ページをお願いします。

同じく、2項 県補助金、2目 民生費県補助金、1の老人福祉費補助金 321 万 5,000 円は、老人福祉事業の 24 時間定期巡回・随時対応サービス等推進事業費補助金であります。

3の福祉医療費補助金 2,173 万 5,000 円は、医療費の増加に伴う補助金であります。

1枚おめくりください。

9ページ、10 ページをごらんください。

10 ページ上段、4の児童福祉費補助金、地域子育て創生事業費補助金 222 万 6,000 円は、子ども手当改正に伴う電算システム改修費の補助金であります。

3目 衛生費県補助金、2の保健衛生費補助金の妊婦健診補助金 252 万 8,000 円増は受診率の増加、その下の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時補助金 1,664 万 6,000 円増は、接種率の増加に対する補助金であります。

16 款 寄附金、1項 寄附金、1目 一般寄附金、社会教育費寄附金 17 万円は、大狭間湿地取得のための寄附金であります。

18 款 繰越金であります。1項 繰越金、1目 繰越金、前年度繰越金の3億 283 万 6,000 円増は、平成 22 年度繰越金をすべて予算化するものでございます。

以上で説明を終わります。

#### No.63 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 67 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田健康福祉部次長。

#### No.64 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

それでは、議案第 67 号 平成 23 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億 734 万 7,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 68 億 3,634 万 7,000 円とするものでございます。

歳出から説明をいたしますので、補正予算書の8ページ、9ページをごらんください。

2款 保険給付費であります。

一番上の1目 一般被保険者療養給付費の6億 435 万 6,000 円の増額は、医療費に不足が見込まれますので、増額をするものでございます。

続きまして、その下の2目 退職被保険者等療養給付費の 487 万 3,000 円の増額も、医療費に不足が見込まれますので、増額するものでございます。

続きまして、その下の一般被保険者療養費は、はり、きゅう、マッサージ等にかかる費用でございますが、同じく、不足分の 720 万 4,000 円を増額するものでございます。

続きまして、その下の表で2項 高額療養費の1目 一般被保険者高額療養費の 8,723 万 9,000 円の増額は、高額療養費に不足が見込まれますので、増額するものでございます。

続きまして、2目 退職被保険者等高額療養費の 1,067 万円の増額につきましても、高額療養費に不足が見込まれますので、増額するものでございます。

続きまして、10 ページ、11 ページをごらんください。

3款 後期高齢者支援金等の後期高齢者支援金につきましては、社会保険診療報酬支払基金へ後期高齢者の支援金を支払うものですが、支援金の額が確定しましたので、1,231 万 4,000 円を増額するものでございます。

続きまして、4款 前期高齢者納付金等につきましては、65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者の医療費について、各保険者間の不均衡を調整するため、支払基金へ支払うものでございますが、納付金の額が確定いたしましたので、47 万 4,000 円を増額するものでございます。

続きまして、12 ページ、13 ページをお願いします。

7款 共同事業拠出金の高額医療費拠出金についてですが、これは高額療養費の 80 万円以上を対象にして拠出金を支払うものですが、これについても額が確定いたしましたので、不足分の 4,389 万 8,000 円を増額するものでございます。

続きまして、その下の保険財政共同安定化事業拠出金は、高額医療費拠出金と同じく、30 万円から 80 万円までを対象にして拠出金を支払うものですが、これも額が確定してきましたので、不足分の 3,446 万 7,000 円を増額するものでございます。

続きまして、11 款 諸支出金の一般被保険者保険税還付金で、これは過年度分の一般被保険者への保険税の還付金ですが、今後も支出が見込まれますので、185 万 2,000 円を増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4ページ、5ページのほうをごらんください。

初めに、一番上の2款 国庫支出金の療養給付費等負担金を、総額で1億 359 万 6,000

円増額するものであります。

これは、歳出に計上いたしました療養給付費等の約34%相当額が、国から交付されるものでございます。

続きまして、その下の高額医療費共同事業負担金を、1,097万4,000円増額するものでございます。

これは、歳出の7款で説明いたしました高額医療費拠出金の4分の1が交付されるものでございます。

続きまして、その下の4款 前期高齢者交付金を2億9,805万8,000円増額するものでございます。

これは、65歳から74歳までの加入者数に応じまして交付されるものでございますが、支払基金より額の確定通知がありましたので、増額するものでございます。

続きまして、その下の5款 県支出金の高額医療費共同事業負担金を、1,097万4,000円増額するものであります。

これは、歳出の7款で説明いたしました高額医療費拠出金の4分の1が県より交付されるものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。

県補助金の財政調整交付金、現年度療養給付費等負担金の1,754万2,000円と、後期高齢者支援金負担金73万8,000円の合計1,828万円の増額は、医療費に対し県が6%交付してくれるものでございます。

続きまして、6款 共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金の4,609万1,000円の増額は、高額療養費の80万円以上を対象に、各保険者から拠出金を財源にして、各市町村に交付されるものでございます。

その下の保険財政共同安定化事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と同様に、30万円から80万円までを対象に交付されるもので、1,244万6,000円増額するものでございます。

続きまして、9款 繰越金のその他の繰越金3億692万8,000円の増額は、前年度の繰越金の残を全額予算計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

#### No.65 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第68号について理事者より提案理由の説明を求めます。

前田都市計画課長。

#### No.66 ○都市計画課長(前田 鏡君)

それでは、議案第68号 平成23年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)に

ついてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,181 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 2,781 万 8,000 円とするものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきますので、6ページ、7ページをお願いいたします。

4款1項1目の元金でございます。

7ページ上段、公債費元金償還事業の右端の説明欄にもございますように、長期債元金の 3,414 万 6,000 円を増額するものでございます。

増額の理由としましては、国の公的資金補償金免除繰上償還によりまして、繰上償還を行うものでございます。

続きまして、2目の利子でございます。

7ページの下段、公債費利子償還事業の右端の説明欄にございますように、長期債利子 232 万 8,000 円を減額するものでございます。

減額の理由としましては、長期債元金の繰上償還を実施し、借りかえをしたことによりまして、利率が低下し、減額になったものでございます。

次に、歳入のご説明を申し上げますので、4ページ、5ページをお願いいたします。

3款1項1目の繰入金でございます。

5ページ上段の一般会計繰入金でございます。右端の説明欄にございますように、232 万 8,000 円につきましては、借換債により長期債利子が減額となり、歳入額を減ずるものでございます。

続きまして、4款1項1目の繰越金でございます。

5ページ下段の繰越金でございますが、右端の説明欄にございますように、前年度繰越金 3,414 万 6,000 円につきましては、新たな繰上償還による分を賄うものでございます。

以上で提案説明を終わります。

#### No.67 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 69 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田高齢者福祉課長。

#### No.68 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

それでは、議案第 69 号 平成 23 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,685 万 6,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 30 億 1,325 万 2,000 円とするものでございます。

それでは、歳出をご説明いたしますので、8、9ページをお開きください。

1款1項1目 一般管理費の一般管理事務事業 449 万 4,000 円は、平成 24 年4月施行の介護保険法改正に伴い、介護保険システムの改修を行うための電算関係委託料であります。

これは、支給限度基準額の引き上げや介護報酬改定等に対応するためのものでございます。

次に、1款3項1目 介護認定審査会費の介護認定審査会事業 82 万円は、認定申請件数の増加に伴い、介護認定審査会の開催日数が当初より増加する見込みであり、審査会の委員報酬を増額するためのものであります。

次に、3款2項1目 介護予防ケアマネジメント事業費の介護予防サービス計画作成業務委託料 84 万 8,000 円は、要支援者のケアプランの作成件数が当初より増加する見込みであり、居宅介護支援事業者へ委託料を増額するためのものでございます。

同じく、2目 総合相談事業費の 499 万円につきましては、説明欄にありますように、県の補助事業であります介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業を活用し、地域包括支援センターの相談窓口である南部支部の豊明苑と北部支部の勅使苑の2施設に対し、施設整備を行うため地域包括支援センター相談窓口等業務事業委託料を 346 万 2,000 円増額するものであります。

また、社会福祉法人からの派遣職員の入れかえにより人件費の差額が生じたため、地域包括支援センター派遣負担金 152 万 8,000 円を増額するものでございます。

次に、10 ページ、11 ページをお開きください。

3款2項4目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の 24 万 6,000 円は、社会福祉法人からの派遣職員である主任介護支援専門員の入れかえによる人件費の差額分として、地域包括支援センター派遣負担金を増額するものでございます。

次に、6款1項2目 償還金の 545 万 8,000 円は、22 年度地域支援事業費交付金の事業確定による精算分であります。

引き続き、歳入をご説明しますので、4ページ、5ページをお開きください。

3款2項3目 地域支援事業交付金の 70 万 9,000 円及びその下の5款3項2目 地域支援事業費交付金の 35 万 5,000 円、また下段の7款1項3目 地域支援事業繰入金の 35 万 5,000 円の増額は、先ほど歳出で説明しました地域支援事業費の総合相談事業及び包括的・継続的ケアマネジメント事業の地域包括支援センター派遣負担金を、それぞれの公費負担割合に応じて増額するものでございます。

次に、5款3項3目 家族介護支援事業費補助金の 346 万 2,000 円は、同じく、歳出で説明いたしましたように、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金を活用し、地域包括支援センター南部支部と北部支部の整備を行うための県補助金であり、10 分

の10が交付されます。

次に、7款1項4目 その他一般会計繰入金の531万4,000円は、歳出で説明しましたように、一般管理費の電算関係委託料及び介護認定審査会費の介護認定審査会委員報酬の増額分を、一般会計から繰り入れするものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

8款1項1目 繰越金の581万3,000円は、償還金に充てるものでございます。

次に、9款3項3目の介護予防サービス計画費収入金の84万8,000円は、歳出で説明しましたように、ケアプラン作成料にかかる国保連合会からの収入金でございます。

以上で説明を終わります。

#### No.69 ○議長(平野敬祐議員)

以上で日程6を終わります。

この際、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、請願第1号が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.70 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、請願第1号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長をして請願文書表を朗読させます。

成田議会事務局長。

#### No.71 ○議会事務局長(成田 宏君)

平成23年豊明市議会第4回定例会請願文書表。

平成23年11月30日

受 理 番 号  
1

受理年月日 平成23年10月25日

件 名  
介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願

請 願 者  
名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階 301号

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 徳田 秋

請願の要旨 医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどに

より、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度案は、国保の「都道府県単位化」とセットになっているだけでなく、「負担増か医療抑制か」の二者択一を迫り、高齢者を差別する後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、来年4月からの「第5期介護保険事業計画」にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、生活支援のサービスは保険給付外とするなど給付制限をすすめている。

今回の東日本大震災は、自治体が住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくことの重要性を一層明らかにしました。各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、以下の事項について改善をお願いします。

(以下、請願事項 略)

紹介議員 前山美恵子議員

以上でございます。

#### No.72 ○議長(平野敬祐議員)

請願第1号の趣旨を、紹介議員の前山美恵子議員より登壇にて説明願います。

#### No.73 ○20番(前山美恵子議員)

では、請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について、紹介議員より趣旨説明をいたします。

この請願は、毎年10月に愛知自治体キャラバン実行委員会が、医療や介護、国保、障がい者、子育てなど、福祉施策の拡充を願って提出をされました。

愛知自治体キャラバン実行委員会は、30年以上も前から愛知県内の全自治体を回り、この請願項目にある福祉施策の充実を求めて懇談をしている団体です。

そして、この間、多くの福祉施策として子どもの医療費無料制度も、国保税の引き下げや減免制度の拡充、介護保険の改善や高齢者福祉制度の改善など、多くの成果を上げてきました。

今年は10月25日に豊明市と懇談を持ちましたが、住民から国保税が高いという声や、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種助成の創設などの要望が出されました。

それらを含めて、この請願には47項目の施策拡充を求めています。

今、市民は長引く不況で苦しんでいます。所得も3年前と比較しても26万円も減少をしており、納税者も低所得階層が増加をしております。

当然、国保税も滞りがちになり医療の受診も遠のいていく、介護サービスや障がい者の福祉サービスが受けられないなどという状況も生まれております。

だからこそ、ここに記載されています項目の福祉施策を拡充し、市民の暮らしを支えていくことが大事ではないでしょうか。

ここで、私は一例を申し上げますと、市民から相談を何度も受けておりますが、今回、退職を迫られた人が精神疾患になりました。

収入は途絶えるのに、治療費が払えないという状況になったとき、福祉医療制度を知らなかったので、この無料制度の手続をするように助言をしまして、医療費だけでも大変助かると喜んでおられました。

しかし、この場合、この病気の治療だけしか助成が受けられないのが、今の現状です。収入が途絶えても、他の疾患に対しては3割負担であります。

このような人たちが、やはり安心して暮らせるようにするには、もっと福祉医療制度を拡充するというのを私もこの間、経験をいたしました。

さて、愛知県が行政改革を断行しようとしております。県に対しても意見を申し上げることと、ここに掲げている項目を改善していくことが大切であると、この請願も訴えております。

以上、私も趣旨をこうやって述べましたが、どうか豊明市が「福祉のまち」と言われるようにしていくためにも、この請願に対して議員各位に賛同をしていただき、福祉充実を迫っていただきたいとお願いをする次第であります。

以上で趣旨説明といたします。

#### No.74 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

豊明市議会会議規則第134条第1項の規定により、請願第1号を福祉文教委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明12月1日から12月4日までの4日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.75 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、明12月1日から12月4日までの4日間を休会することに決しました。

12月5日午前10時より本会議を再開し一般質問を行います。



本日はこれにて散会いたします。  
ご苦労さまでした。

午前11時35分散会

---

copyright(c) Toyoake City.